

## 地域における健康危機管理体制について

### 1 健康危機管理体制の基本的考え方

近年、阪神・淡路大震災や有珠山の噴火のような自然災害、和歌山市毒物混入カレー事件のような犯罪、JCOによる東海村臨界事故のような放射線事故等様々な原因による健康危機事例が発生し、さらに地下鉄サリン事件のような化学物質や毒劇物を使用した大量殺傷型テロ事件が発生した場合や重症急性呼吸器症候群(SARS)のような新しい感染症の対処が求められている中で、不特定多数の国民に健康被害が発生する可能性を想定しつつ、公衆衛生の確保という観点から健康危機管理体制の構築が、国、地方公共団体、民間団体等様々なレベルで求められている。

こうした中で、それぞれの地域において健康危機管理体制の整備がなされているところであるが、都道府県内において、保健部門、医療機関、その他警察、消防等における連携が十分でなかつたり、それぞれの能力に地域間格差がみられるなど、その体制整備について問題が数多く残されている。このことから、今後、健康危機の発生に十分対処しうるためには、各都道府県の保健衛生部門における健康危機管理体制の実態を把握するとともに、各都道府県で対応すべきこと、地域ブロック毎に対応すべきこと、国が対応すべきことをそれぞれ明確にし、適切な健康危機管理体制の整備を図る必要がある。

### 2 健康危機管理体制の整備について

健康危機管理体制に対する新たな役割の明確化等を図るため、公衆衛生審議会の下に「地域保健問題検討会」を設置するとともに、平成11年8月、同検討会における報告書の提出を受けた。

厚生労働省では、同報告書の内容等を踏まえて「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の見直しを進め、平成12年3月31日、基本指針の一部を改正する告示を行い、平成12年度に、当該指針の改正を踏まえ各地方公共団体が作成することを求められている「地域における健康危機管理のための手引書」の参考とするため地域における健康危機管理の拠点としての保健所等の危機管理マニュアルの作成について検討会を開催し、地域健康危機管理ガイドラインとなる報告書を作成し、地方自治体等関係各所に配布したところである。

また、平成13年度からは、全国の保健所長を対象とした健康危機管理研修を実施し、健康危機事例発生時の保健所の役割及び関係機関との連携等について、地域における健康危機管理の中心となるべき保健所長の認識の徹底を図っているとともに地方衛生研究所長など対象者の拡大して実施している。

さらに、平成14年度より危機管理情報データベース及びインターネット会議等による情報交換システム等の「健康危機管理支援情報システム」の構築を計画的に進めているところである。

## 国内外の健康危機事例等

- 平成 7年 1月 阪神・淡路大震災
- 平成 7年 3月 地下鉄サリン事件
- 平成 8年 7月 堺市O157食中毒事件
- 平成 9年 1月 ナホトカ号の海難事故に伴う原油の流出事故
- 平成 9年 12月 香港新型インフルエンザ(H5NI)事件
- 平成 10年 7月 和歌山市毒物混入カレー事件
- 平成 11年 9月 JCOによる東海村臨界事故
- 平成 12年 3月 有珠山噴火
- 平成 12年 6月 雪印乳業製品食中毒事件
- 平成 12年 6月 三宅島噴火
- 平成 13年 9月 BSE(牛海绵状脳症)感染牛問題
- 平成 13年 10月 炭疽菌の疑いのある白い粉発見時の対応
- 平成 15年 3月 神栖町地下水ヒ素汚染事件
- 平成 15年 5月 国内を観光していたSARS感染台湾人医師の対応

(参考)

厚生労働省健康危機管理基本指針(平成9年1月9日厚生省発厚第1号事務次官通知) 括粋

この指針において「健康危機管理」とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。

## ○地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成六年十二月一日厚生省告示第三百七十四号)

( 抜 粋 )

急速な人口の高齢化や出生率の低下、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、より豊かな生活を求める国民のニーズの高度化や多様化、食品の安全性、廃棄物等の生活環境問題に対する国民の意識の高まり等といった地域保健対策を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、地域住民の健康の保持及び増進を図る地域保健対策の総合的な推進を図ってきたが、その後、地域保健を取り巻く状況は、地域における健康危機事例の頻発、社会の複雑化に伴う精神保健に対するニーズの高度化、ノーマライゼーションも含めたより豊かな社会を求める国民のニーズの高度化や多様化、介護保険制度の実施等といった大きな変化を生じている。

こうした状況の変化に的確に対応するため、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター等及び地方衛生研究所を相互に機能させるとともに、地域の特性、社会福祉、介護保険等の関連施策との有機的な連携及び科学的な根拠に基づく地域保健対策の推進に配慮することにより、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るために地域保健対策を総合的に推進することが必要である。

この指針は、地域保健体系の下で、市町村(特別区を含む。第二の一の2を除き、以下同じ。)、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

### 第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

#### 七 地域における健康危機管理体制の確保

地域において発生した健康危機に対して、迅速かつ適切な危機管理を行うために、地域における健康危機管理体制を確保する必要がある。また、その際には、健康危機に際して生じる地域住民への精神的な影響にも配慮する必要がある。

このため、都道府県及び市町村は、それぞれの保健衛生部門の役割をあらかじめ明確にするほか、健康危機情報が、健康危機管理体制の管理責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理されるとともに、管理責任者から保健衛生部門に対する指示が迅速かつ適切に伝達され、かつ、他の地方公共団体を含む関係機関及び関係団体との連携及び調整が確保された健康危機管理体制を構築する必要がある。なお、健康危機管理体制の中心となる管理責任者としては、地域の保健医療に精通した保健所長が望ましい。

また、健康危機が発生した場合の危機管理体制について定めた手引書を整備するとともに、手引書の有効性を検証するための訓練、適切に健康危機管理を行うことができる人材の育成、必要な機器及び機材の整備等を行う必要がある。

### 第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するほか、地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること等により、また、市町村は、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスを一元的に実施するため、市町村保健センター等の体制の整備を積極的に推進すること等により、ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供することが重要である。

このため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要である。

#### 一 保健所

##### 2 保健所の運営

###### (一) 都道府県の設置する保健所

都道府県の設置する保健所は、次のような地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化することが必要である。

## (5) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

- ア 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平常時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努める必要があること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能となるよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること。
- イ 健康危機発生時において、保健所は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、患者の診療情報等の患者の生命に係る情報の収集及び提供、健康被害者に対する適切な医療の確保のための支援措置等を図ること。また、管内の市町村に対して法令に基づき、健康危機管理を適切に行うこと。
- ウ 健康危機発生後において、保健所は、保健医療福祉に係る関係機関等と調整の上、健康危機発生に当たっての管理の体制並びに保健医療福祉の対応及び結果に関し、科学的根拠に基づく評価を行い、公表するとともに、都道府県が作成する医療計画及び障害者計画等の改定に当たって、その成果を将来の施策として反映させることが必要であること。なお、健康危機による被害者及び健康危機管理の業務に従事する者に対する精神保健福祉対策等を人権の尊重等に配慮しつつ、推進すること。

## (二) 政令市及び特別区の設置する保健所

政令市及び特別区の設置する保健所は、市町村保健センター等の保健活動の拠点及び福祉部局との間の情報交換等による有機的な連携の下に、(1)に掲げる専門的かつ技術的業務の推進、(2)に掲げる情報の収集、整理及び活用の推進、(3)に掲げる調査及び研究等の推進、(5)に掲げる健康危機管理機能の強化、並びに(6)に掲げる企画及び調整の機能の強化に努めること。

また、保健所を地域保健医療に対する総合的な企画機能を有する中核機関として位置付け、地域住民のニーズに合致した施策を展開できるようにすることが望ましいこと。

## 第三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

地域保健対策に係る多くの職種に渡る専門技術職員の養成、確保及び知識又は技術の向上に資する研修の充実を図るため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要である。

### 一 人材の確保

- 1 都道府県、政令市及び特別区は、地域における健康危機管理体制の充実等の観点から、保健所における医師の配置に当たっては、専任の保健所長を置くように努める等の所管区域の状況に応じた適切な措置を講じるように努めること。

## 第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。

このため、保健所、地方衛生研究所、国立試験研究機関等において、次のような取組を行うことが必要である。

- 1 保健所は、快適で安心できる生活の実現に資するため、地域の抱える課題に即した、先駆的又は模範的な調査及び研究を推進すること。

## **第五　社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項**

## **第六　その他地域保健対策の推進に関する重要事項**

### **三　食品衛生対策**

- 2　都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、第二の一の2の（一）の(5)及び（二）に掲げるところにより健康危機管理機能を強化するとともに、食中毒等飲食に起因する事故に対して、国、他の都道府県等及び関係部局と連携を図りながら、原因究明、被害拡大防止、再発防止対策等の一連の措置を迅速かつ的確に行うことができるよう体制を整備すること。

### **五　地域における健康危機管理体制の確保**

地域住民が安心して暮らせるためには、地域における健康危機管理体制を確保することが重要である。

このため、都道府県及び市町村は、次のような取組を行う必要がある。

- 1　都道府県は、健康危機管理に際して、救急医療体制の整備、健康危機情報の収集、分析及び提供等を行う必要がある。
- 2　政令市及び特別区は、保健所等の関係機関及び都道府県との連携を図るほか、地方衛生研究所等の充実等を図ることにより、検査機能の充実強化を図る必要がある。  
また、政令市においては、本庁及び保健所等における健康危機管理に関する事務分担が不明確であること又は本庁と保健所の持つ機能が不均衡であることがないよう、平時より健康危機管理へ対応する体制整備を十分図る必要がある。
- 3　市町村は、健康危機情報を把握した場合には、法令に基づく対応を行うほか、住民に最も身近な地方公共団体として、住民に対する健康被害予防のための情報の提供に大きな役割を担う必要がある。
- 4　政令市及び特別区を除く市町村は、都道府県の設置する保健所に対して、収集した健康危機情報を速やかに伝達し、保健所長の法令に基づく指示、技術的助言及び支援を受け、これらに基づく対応を行う必要がある。

○地域における健康危機管理体制の整備（全体図）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域における健康危機管理ガイドライン」作成</li> <li>○「地域における健康危機管理のための手引書」の作成支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機管理マニュアル作成の支援を実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域における健康危機管理のための手引書」の作成支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機管理マニュアル作成の支援を実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域における健康危機管理のための手引書」の作成支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> </ul> </li> </ul>			
人養成		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所長の研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の保健所長に対し、健康危機発生時の対応について演習中心の研修を実施。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所長の研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の保健所長に対し、健康危機発生時の対応について演習中心の研修を実施（新規事例等を加味）。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所長等の研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き保健所長に対する研修を実施するとともに、新たに地方衛生研究所長など対象者を拡大。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所長等の研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受講の保健所長等を対象に実施するとともに、新たに保健所や地方衛生研究所等の管理職員に対象を拡大。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所長等の研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き新任等未受講の保健所長等の対象者に実施する。</li> </ul> </li> </ul>
装備の支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>○整備支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が健康危機発生時に対応するための基盤整備を行うことに対する支援を実施。</li> <li>・緊急時の通信連絡の確保に必要な「衛星携帯電話」及び「発電機」を保健衛生施設等設備整備費補助金のメニューに追加。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○整備支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が健康危機発生時に対応するための基盤整備を行うことに対する支援を実施。</li> <li>・緊急時における職員の安全を確保するため「防護服」及び「除染用シャワー（簡易シャワー）」を同補助金のメニューに追加。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○整備支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が健康危機発生時に対応するための基盤整備を行うことに対する支援を実施。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○整備支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○整備支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> </ul> </li> </ul>
情報網整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「健康危機管理情報システム検討会」の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機に対応するための情報システムを検討。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「健康危機管理支援情報システム」の構築・運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・データベースの構築</li> <li>・メーリングリストによるプラットホーム上の電子会議の開催。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「健康危機管理支援情報システム」の構築・運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集情報のPDFファイルによるアクセス機能高度化により、リンク対象の増加。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「健康危機管理支援情報システム」の構築・運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン健康危機事例演習機能構築のための基本設計及び健康危機管理事例演習の具体的なシステム化の検討。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「健康危機管理支援情報システム」の構築・運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン健康危機事例演習機能システム化</li> </ul> </li> </ul>

## 平成15年度健康危機管理保健所長等研修会実施要綱

### 1 目的

全国の保健所長、地方衛生研究所長、保健所等管理職員が、地域における健康危機管理について理解を深めるとともに、健康危機時における実際の対応について演習等を通じて能力向上を図ることを目的とする。

### 2 主催 厚生労働省

### 3 受講者

都道府県、政令市及び特別区の保健所に勤務する保健所長、地方衛生研究所長、保健所管理職を対象とし、年4回の研修を行う。各回とも各都道府県、政令市及び特別区からの推薦により、100名程度を選定して、受講者を決定する。

### 4 研修期間

(保健所長対象)

第1回 9月29日(月)～10月1日(水)の3日間

(保健所管理職員対象)

第2回 11月5日(水)～11月7日(金)の3日間

第3回 11月25日(火)～11月27日(木)の3日間

(地方衛生研究所長等対象)

第4回 2月23日(月)～2月25日(水)の3日間

### 5 研修内容

健康危機管理に関する講義及び図上演習

なお、詳細は受講生決定通知とともに通知する

### 6 研修会場 国立病院東京災害医療センター

東京都立川市緑町3256 電話 042(526)5511

### 7 申し込みについて(第1回研修について)

受講申込書に記入の上、提出期限までに、厚生労働省健康局総務課地域保健室に必着するよう送付すること。

### 8 問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局総務課地域保健室 担当：野崎・石関

電話 03(5253)1111 (内線2395／2336)

FAX 03(3503)8563

## 健康危機管理保健所長等研修会プログラム

### 第1回 保健所長対象

9月29日（月）

9:00		受付開始	
9:30	9:40	挨拶・オリエンテーション	藤崎大臣官房参事官
9:40	10:50	新興再興感染症 (バイオテロ含む)	賀来満夫（東北大学大学院教授）
10:50	12:00	SARS の最新の知見と対策	岡部信彦（国立感染症研究所 感染症情報センター長）
13:00	14:30	阪神淡路大震災（自然災害）	坪井修平（吉備国際大学保健学部教授）
14:40	15:40	医療監視	西塚至（東京都健康局医療政策部）
15:50	17:50	健康危機管理図上演習1 (感染症)	岩崎恵美子（仙台検疫所長） 警察庁 消防庁

9月30日（火）

9:00	10:00	地域における健康危機管理と国の対応	厚生労働省厚生科学課
10:10	11:40	化学災害（化学テロ含む）	郡山一明（救命救急九州研修所教授）
13:00	15:00	健康危機管理図上演習2 (化学災害)	大橋教良（中毒情報センター理事） 郡山一明（救命救急九州研修所教授） 警察庁 消防庁
15:10	16:40	健康危機管理支援情報システムについて	土井 徹（国立保健医療科学院研究情報センター長）
16:40	17:10	災害医療センターの概要	邊見 弘 (国立病院東京災害医療センター院長)
17:10	18:10	災害医療センターの見学	

10月1日（水）

9:00	10:30	心のケア（PTSD）	金吉晴（国立精神・神経センター部長）
10:40	12:10	原子力災害	衣笠達也（原子力安全研究協会放射線災害医療研究所副所長）
13:10	15:10	健康危機管理図上演習3 (原子力災害)	衣笠達也（原子力安全研究協会） 郡山一明（救命救急九州研修所教授） 警察庁 消防庁
15:10	15:40	受講証書授与	横尾地域保健室長

## **健康危機管理支援情報システムについて**

### **1 目的**

地域における健康危機管理について、健康危機発生前、発生後の各時期において必要とされる様々な情報を地方自治体等に提供し、健康危機管理の意志決定、対応等のサポートをすることを目的とする。

### **2 対象（利用者）**

地方自治体衛生主管部局、保健所、地方衛生研究所等の地域において健康危機管理に対処する第一線の機関。

### **3 経緯**

本システムについては平成13年度健康危機管理情報システム検討会からの提言を受け、それを基に平成14年度より計画な整備を実施している。

### **4 内容**

本システムの基本コンテンツとしては以下の3点を予定している。

- ・データベース機能
- ・インターネット会議機能
- ・シミュレーション機能

#### **(データベース機能)**

「平常時」及び「健康危機発生時」において健康危機管理に関する過去、現在の様々な情報をプールしておき、必要に応じて現場の対応者がいつでも活用できるようにする機能。

#### **(インターネット会議機能)**

「平常時」、「健康危機発生時」、「健康危機発生後」において、現場の対応者が必要とする健康危機管理情報を該当する健康危機管理の専門家から提供を受けたり、現場担当者や専門家等の間で健康危機の解決のための情報交換を本システム内で行う機能。

#### **(シミュレーション機能)**

平常時に、健康危機発生を想定した模擬訓練をインターネット上で行う機能。

# 健康危機管理情報システム

